

付帯事業の実施に係る使用料等の基本的な考え方について

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)における付帯事業の実施に係る使用料等の基本的な考え方について、以下の通りとします。

1. 本事業における付帯事業の定義

	区分	内容	適用条例	事業例
付帯事業	ア カフェの設置・運営業務(※1)	SPC が自己の責任と費用において、複合施設内にカフェを常設設置し、飲食物等を提供することを必須とする。	小松市行政財産使用料徴収条例	・複合施設内のカフェ(常設)
	イ 自主事業(※2)	SPC が施設の設置目的に沿って、自ら企画し、市の承認を得て、自己の責任と費用において実施する、複合施設等の運営に資する任意事業。	複合施設内で行う場合(イ-①) 小松市行政財産使用料徴収条例	・博物館の特別展の実施 ・収益を伴うイベントや体験講座・教室等の開催 など
			外構で行う場合(イ-②) 小松市都市公園条例	・収益を伴うイベントや体験講座・教室等の開催 など
	ウ その他付帯事業	SPC、代表企業、構成企業又は協力企業が自ら企画し、市の承認を得て、自己の責任と費用において実施する、複合施設等又は芦城公園の利活用促進・魅力向上に資する任意事業。	複合施設内で行う場合(ウ-①) 小松市行政財産使用料徴収条例	・SPC による自動販売機やコインロッカー等の設置 ・物販機能の導入 など
			施設の管理者ではなく、利用者として複合施設内で行う場合(ウ-②) 施設の設置条例(今後制定する)	・収益を伴うイベントや体験講座・教室等の開催 など
			外構又は任意提案可能範囲内で行う場合(ウ-③) 小松市都市公園条例	・キッチンカー等の出店 ・SPC による外構への自動販売機の設置 ・都市公園法によって規定される便益施設の整備による収益事業の実施 など

※1:SPC が、代表企業、構成企業又は協力企業に委託することは認められる。また、市の事前の承諾を得た場合には、SPC が第三者(代表企業、構成企業、協力企業ではない者)に業務を委託することは可能である。

※2:SPC が自主事業の実施に際して、代表企業、構成企業又は協力企業に委託することは認められる。

2. 条例別の付帯事業の基本的な考え方

小松市行政財産使用料徴収条例(ア、イ-①、ウ-①の場合)			事業例						
<p>付帯事業を実施することに伴い、必要となる使用料は、以下に基づき算定する(消費税別)。</p> <p>小松市行政財産使用料徴収条例 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物の使用料</td> <td>年額</td> <td>1平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×(8/100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、自動販売機、売店、喫茶店、食堂等を設置するために使用する場合は、当該施設の売上金額の100分の5以上の割合で市長が別に定める割合を乗じて得た額を原則とします(小松市行政財産使用料徴収条例 第3条)。</p> <p>また、使用許可の期間が1年に満たないときの使用料の額は、算定した使用料の額を365で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額となります(使用許可の時間が1～数時間である場合は、算定した使用料の額を365で除して得た額とする)。なお、上記の算定をして得た1件の使用料の額が100円未満となる場合の使用料は、100円とする。</p> <p>※3:カフェにおける使用料の考え方は、要求水準書別紙10によるものとする。具体的には、行政財産使用料は、カフェの売上金額の100分の3以上の割合とし、具体の割合は、提案によるものとする。</p>			区分	単位	使用料	建物の使用料	年額	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×(8/100)	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ(※3) ・博物館の特別展の実施 ・収益を伴うイベントや体験講座・教室等の開催 ・複合施設内への自動販売機やコインロッカー等の設置
区分	単位	使用料							
建物の使用料	年額	1平方メートル当たりの公有財産台帳価格×使用を許可しようとする面積×(8/100)							
施設の設置条例(今後制定する)(ウ-②の場合)			事業例						
<p>その他付帯事業を実施することに伴い、必要となる利用料金は、要求水準書別紙8のとおり、応募者が提案した内容に基づき、市と協議の上で決定し、複合施設の設置条例(※)において規定する利用料金とする。</p> <p>※今後、複合施設の供用開始までに議決を経て制定する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・収益を伴うイベントや体験講座・教室等の開催 						

小松市都市公園条例(イ-②、ウ-③の場合)	事業例
<p>付帯事業を実施することに伴い必要となる、都市公園の使用料は、以下に基づき算定する(消費税別)。</p> <p>(1) 都市公園に公園施設を設ける場合:別表第2(第10条関係)</p> <p>・売店等 1平方メートル 1日につき 20円</p>	<p>・都市公園法によって規定される便益施設(ただし、駐車場は不可)の整備による収益事業の実施</p>
<p>(2) 都市公園を占有する場合:別表第2(第10条関係)</p> <p>・臨時の売店又は軽飲食店 1平方メートル 1日につき 43円</p> <p>・その他 1平方メートル 1日につき 20円</p>	<p>・キッチンカー等の出店など</p> <p>・外構又は任意提案可能範囲内への自動販売機の設置</p>